

青森県報

第二百十四号

令和二年
九月三十日
(水曜日)

目次

規則

○青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則……………(監理課) ……一

告示

○略痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……一

○特定行為業務の登録……………(同) ……二

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……二

○道路の供用の開始……………(同) ……三

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……三

○地域森林計画変更の公表……………(林政課) ……四

○右……………(同) ……四

○都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……四

○右……………(同) ……五

○右……………(同) ……六

公営企業

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……七

規則

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則

青森県建設業法施行細則(昭和三十七年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条」の下に「(法第十七条において準用する場合を含む。)
又は省令第十三条の二第一項から第三項まで若しくは第十三条の三第一項」を、「許可申請書」の下に「又は認可申請書」を加え、「その」を「これらの」に改め、「第十一条」の下に「(法第十七条において準用する場合を含む。)」を、「第八条」の下に「(これらの規定を省令第十三条において準用する場合を含む。)、第十三条の二第四項若しくは第九項若しくは第十三条の三第二項若しくは第七項」を、「届出書」の下に「又は書類」を加える。
第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「第五条ただし書」を「第四条ただし書」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

告示

青森県告示第七百三十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇 一三五〇 一五元	令和 二・九・一六	社会福祉 法人七戸 福祉会	上北郡七 戸町字太 田野一九 の四	南 城 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	上北郡七 戸町字太 田野一九 の四	令和 二・九・一六	業務開始 年月日	備考 通所介護
----------------------	--------------	---------------------	----------------------------	--	----------------------------	--------------	-------------	------------

青森県告示第七百三十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

〇三〇〇一 二九九	令和 二・九・一六	医療法人 仁泉会	八戸市大 字河原木 字八太郎 八山一〇 一の	グ ル ー プ ホ ー ム こ こ に こ 館	十和田市 大字相坂 一字高水 一六九	令和 二・九・一六	業務開始 年月日	備考 認知症対 応型共同 生活介護
--------------	--------------	-------------	------------------------------------	--	-----------------------------	--------------	-------------	----------------------------



青森県告示第七百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
株式会社グ ランリーフ	株式会社グ ランリーフ	弘前市大字東 城北二丁目三 の一	居宅介護 重度訪問 介護	訪問介護事 業所桜の木	令和 二・〇・一
株式会社グ ランリーフ	株式会社グ ランリーフ	弘前市大字東 城北二丁目三 の一	居宅介護 重度訪問 介護	訪問介護事 業所桜の木	〃

青森県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添六九の一から 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八七の一八九まで	前 後	六・一〇メートルから 九四・八〇メートルまで	五二〇・〇〇メートル 五二〇・〇〇メートル	

2		1	
県道		国道	
畑中竹鼻線		二八〇号	
黒石市大字竹鼻字村元六九の一から 黒石市大字竹鼻字村元一一四の一まで		東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八七の一八九から 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元六の一まで	
後	前	後	前
九・三〇メートルまで	六・三〇メートルから 九・二〇メートルまで	五・二〇メートルまで	一・九〇メートルから 四・六〇メートルまで
一〇一・五一メートル	一〇一・五一メートル	九八・〇〇メートル	一〇六・〇〇メートル

青森県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道四五四号	平川市小国川辺一一六の五から 平川市小国川辺一三六の七まで	令和二・一〇・一
県道畑中竹鼻線	黒石市大字竹鼻字村元六九の一から 黒石市大字竹鼻字村元一一四の一まで	令和二・九・三〇

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県人事評価システム構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年八月二十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一
六 契約金額
五千二百二十五万円

七 随意契約の理由

八 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十九年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課、中南北地域県民局地域農林水産部及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る平成三十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課、三八地域県民局地域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和二年十一月九日 午後一時三十分から

二 開催の場所

弘前市役所前川新館三階第一・第二会議室 弘前市大字上白銀町一の一

三 案件

弘前広域都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十一月二日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一
弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域

弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、四丁目、五丁目、大字高屋字本宮、大字小比内二丁目、三丁目、大字山崎三丁目、大字旭ヶ丘二丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、大字茜町二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

市街化調整区域に追加される土地の区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、大字浜の町北二丁目、大字神田四丁目、大字末広一丁目、大字福田一丁目、大字福村字早稲田、大字小比内二丁目、三丁目、大字清水一丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字樹木二丁目、四丁目、大字茂森新町三丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

2 除かれる土地の区域

市街化区域から除かれる土地の区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、大字浜の町北二丁目、大字神田四丁目、大字末広一丁目、大字福田一丁目、大字福村字早稲田、大字小比内二丁目、三丁目、大字清水一丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字樹木二丁目、四丁目、大字茂森新町三丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

市街化調整区域から除かれる土地の区域

弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、四丁目、五丁目、大字高屋字本

宮、大字小比内二丁目、三丁目、大字山崎三丁目、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、大字茜町二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課
弘前市都市整備部都市計画課

2 閲覧期間

令和二年十月十九日から同年十一月二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

（弘前市）令和二年十一月九日 午後一時三十分から
（平川市）令和二年十一月十一日 午後二時から
（藤崎町）令和二年十一月十日 午前十時から
（大鰐町）令和二年十一月十日 午後二時から
（田舎館村）令和二年十一月十一日 午前十時から

二 開催の場所

（弘前市）弘前市役所前川新館三階第一・第二会議室 弘前市大字上白銀町一の一

三 案件

- (平川市) 平川市文化センター 平川市光城二丁目三〇の一
- (藤崎町) 藤崎町役場三階大会議室 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
- (大鰐町) 大鰐町中央公民館 南津軽郡大鰐町大字大前田五一の八
- (田舎館村) 田舎館村役場三階第一・二委員会室 南津軽郡田舎館村大字田舎館
字中辻一二三の一

四 公述の申出等

更案(以下「都市計画変更案」という。)

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

- 2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町及び田舎館村の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十一月二日までに到着のこと。

4 書面の提出先

- 青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一
- 弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一
- 平川市建設部建設課 平川市猿賀南田一五の一
- 藤崎町建設課 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
- 大鰐町建設課 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三
- 田舎館村建設課 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻一二三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

- 青森県土整備部都市計画課
- 弘前市都市整備部都市計画課
- 平川市建設部建設課

藤崎町建設課

大鰐町建設課

田舎館村建設課

2 閲覧期間

令和二年十月十九日から同年十一月二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により浪岡都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和二年十月三十日 午後二時から

二 開催の場所

藤崎町役場三階大会議室 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

三 案件

浪岡都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ

ならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることを出席し出ることが出来る者は、青森市及び藤崎町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限
令和二年十月二十二日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

青森市都市整備部都市政策課 青森市中央一丁目二二の五

藤崎町建設課 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を

対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にする

とともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

青森市都市整備部都市政策課

藤崎町建設課

2 閲覧期間

令和二年十月九日から同月二十二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第六十号様式及び第六十号様式の二中

「4 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内

5 請負代金額 ￥. _____)

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. _____)

6 契約保証金 ￥. _____

7 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ￥ _____

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ￥ _____

8 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 ￥. _____

(3) 保険期間

9 その他 _____

を

「4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内

6 請負代金額 ￥. _____)

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. _____)

7 契約保証金 ￥. _____

8 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

- (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円. _____
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円. _____
- 9 住宅建設瑕疵担保責任保険
 - (1) 保険法人の名称
 - (2) 保険金額 円. _____
 - (3) 保険期間
- 10 その他

ひらがな。

縦六十一センチメートル

- 「 3 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内
- 4 追加請負代金額 円 _____ 第 _____ 回変更増(減)額
減額 (うち取引に係る減額) 円 _____)
- 5 特定建設資材に係る分別解体等
- (1) 分別解体の方法
- (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円 _____
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円 _____
- 6 住宅建設瑕疵担保責任保険
- (1) 保険法人の名称
- (2) 保険金額 円. _____
- (3) 保険期間
- 7 その他

や

- 「 3 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 4 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内
- 5 追加請負代金額 円. _____ 第 _____ 回変更増(減)額
減額 (うち取引に係る減額) 円 _____)
- 6 特定建設資材に係る分別解体等
- (1) 分別解体等の方法

- (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円. _____
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円. _____
- 7 住宅建設瑕疵担保責任保険
 - (1) 保険法人の名称
 - (2) 保険金額 円. _____
 - (3) 保険期間
- 8 その他

ひらがな。

縦六十一センチメートル

- 「 3 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内
- 4 追加請負代金額 円 _____ 第 _____ 回変更増(減)額
減額 (うち取引に係る減額) 円 _____)
- 5 特定建設資材に係る分別解体等
- (1) 分別解体の方法
- (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円 _____
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円 _____
- 6 住宅建設瑕疵担保責任保険
- (1) 保険法人の名称
- (2) 保険金額 円. _____
- (3) 保険期間
- 7 その他

や

- 「 3 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 4 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内
- 5 追加請負代金額 円. _____ 第 _____ 回変更増(減)額
減額 (うち取引に係る減額) 円 _____)
- 6 特定建設資材に係る分別解体等
- (1) 分別解体等の方法

- (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円. _____
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____
- (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円. _____

7 住宅建設瑕疵担保責任保険

- (1) 保険法人の名称 _____
- (2) 保険金額 円. _____
- (3) 保険期間 _____

8 その他 _____
に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和二年十月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県公営企業財務規程第六十号様式から第六十一号様式の二までの規定は、令和二年十月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
定価	毎週月・水・金曜日発行 小口一枚二付十五円